

・国際公法

外交はその象徴だが、法務面の競争力強化について、日本は驚くほど無頓着で、後れている。ここまで述べてきた国際関係法（公法系）の分野は「国際公法」とも呼ばれ、新司法試験における選択科目八科目中の一つで、それなりに学習対象とはされている。

ところが、国際公法を選択する受験生が最も少なく、全受験者のうち、**わずか一・三%**、受験者数でいえば一〇〇人そこそこしかない（図表 1-1）。この少なさをや惨憺たるものだ。このデータこそ、**現在の日本社会において、国際公法に関する法律専門家や実務家の養成を、いかに軽視してきたかを如実に物語っている。**

・外弁

今後は、日本の弁護士が外弁をパートナーとして受け入れ、発展していくためには、外弁との直接のパートナーシップも許容すべきではないかといった主張もあるくらいだ。

ちなみに、今後の外弁法改正は、外弁による法人化を許容し、法人化によって日本における外弁事務所の支店設置が可能とする方向だ。こうした規制緩和の背景には、**グローバル化の進展に伴って、継続的な外弁ビジネスのニーズが高まっている**ことがある。日本国内における外国弁護士に対する日本企業の評価も、高くなりつつある。

・司法試験の合格者下げる

二〇〇八年（平成二〇年）七月、日弁連は、司法試験合格者を増やす計画をペースダウンするように求める緊急提言を採択した。その理由は、法科大学院による法曹教育が不十分で、**企業や官公庁での弁護士採用等の基盤整備が進まず、合格者だけを増員すると法曹の「質」の低下を招く**という点にあった。

・手続法科目

多くの法学部生は、訴訟法等の権利実現のために必要とされる手続法科目が苦手だ。交渉や訴訟などの手続き、すなわち権利の実現のための方法や手段を、法学部レベルの教育はそれほど重視していない。民事執行法や倒産法に至っては、少しの学生がかじっているくらいで、**ほとんどの法学部教員は、法律専門家だと言っても訴訟手続きや強制執行はやったことがない。**

・隣接職種の職域に参入

現在、登記業務はコンピュータ化、システム化の推進のために、司法書士の職域も削られつつある。他方、弁護士は、社会的地位が高く、高収益が期待できるような割のいい仕事を中心に業務をしてきたが、そうしたビジネスモデルは維持しにくくなっている。すると、**弁護士の中にも、隣接職種の職域に参入していく人たちが現れるかもしれない。**

・信用できない弁護士もいる

ただし、弁護士選びでは、最も有利な結論を請け負ってくれるような表面的な話だけに騙されてはならない。**ハッタリや出任せばかりが得意の信用できない弁護士もいるからだ。**

・相手方のチームの弁護士にタダ乗り

海外の企業は、弁護士も含む契約交渉の専門家チームで対応しているのに、日本の企業は、法務面については**相手方のチームの弁護士にタダ乗りして経費を節約したつもりになっている**のだから、困ったものである。契約の専門家であれば知っている多様な代替案や交渉のポイントを外して、後で深刻な紛争が起きてから専門の弁護士が見ると、「残念でしたね」と助言せざるを得ないような話が少なくない。

・シミュレーション型授業

ここでも一例を紹介すると、筆者が早稲田大学の法科大学院で担当していた頃のシミュレーション型授業の題材は、国際M&Aを扱うものだった。具体的には、日本の上場会社の一部の事業を米国の企業が買収する状況で、基本合意書や秘密保持契約の交渉から正式契約やクロージング後の問題まで含んだM&Aの法律実務を全体的に学べる内容だ。これによって、国際性豊かな法曹の養成を目指していた。

シミュレーションは、生の依頼者を扱わないので緊張感に欠けるのではないかといった懸念もあるが、ネイティブの学生を相手にした英語での交渉だから、授業には緊張感がみなぎっていた。また、少人数授業であるため、非常に密度が濃くなる。また、会社法、契約法、民事訴訟法、国際私法等の融合科目となっているから、現実の社会において法的技能をどのように活用するのかを学びつつ、実務上の問題点を英語で徹底的に議論できることも、そうした講座の大きな魅力だった。

・法律実務家が公務員に必要

例えば、環境規制の分野についていえば、住民が「公害だ」とクレームをつけると、業者が「営業の自由だ」「生計がかかっている」と抵抗する。あるいは、本来、きちんと実態に則して裁量権を行使して判断すべきところを、建築基準法に定められているからといって、業者に対して安易に建築許可を出してしまう姿勢が批判されるようなケースもある。

このような板ばさみに遭ったとたんに、役所が機能不全に陥ることがある。何らかの行政処分をすると行政が訴えられる恐れがあるので、腰が引けているのだ。行政訴訟を必要以上に怖れるのは合理的ではない。自分のキャリアに傷がつくことを恐れているのかもしれないが、いずれにしても対応能力に欠けると言わざるを得ない。こうした状況こそ、法律実務家の出番だ。もちろん、行政官もその権限はあるが、とにかく紛争とか訴訟に慣れていない。慣れないことは、あまり好まない。つまり、「やりたくない」「かわりたくない」のだ。

彼らは訴訟のことをよく知らないのだから、仕方がないこととも言えるが、実際にどのようにして法を実現していくのか分からないのか、前例がないからやらないのか、とにかく法律に基づいて動く自信がないのだろう。ここに、法律に従って、利害を調査し、法を実現していく本物の法律実務家が公務員に必要とされる理由がある。

・司法研修所に行かないで弁護士の資格を取る

ただ今後は、公務員のキャリアが、弁護士資格を取得するために有力な選択肢となる可能性がある。この点は、二〇二年度まで有給とされていた司法修習生の身分が、二〇一二年度から無給となり、貸与制に移行することが影響を及ぼす可能性がある。

前述の通り、司法研修所の役割は終わりつつあるが、それでも当分の間は、原則として司法研修所を通過しなければ弁護士になれない。しかし、1年間も無給では我慢できない司法試験合格者は、何らかの仕事をしながら、弁護士資格を取りたいと考えるだろう。

そこで、抜け穴というわけではないのだが、司法研修所に行かないで、公務員や企業法務等の仕事をしながら、弁護士の資格を取ることができる道が開かれている。

すなわち、弁護士法第四条によれば、弁護士になるには司法修習を終えなければならないのが原則だが、これには弁護士法第五条による例外がある。その例外によると、司法研修所に行く代わりに、公務員の職種により五年または七年、あるいは一定の要件を満たした企業法務でも七年働けばよいことになっている。それだけやれば、司法研修所での研修を受けた者と実質的に同視できるという考え方に基づいて、弁護士資格が認められるのだ。もちろん、そのためには行政庁がそうした人々を受け入れてくれるような採用の仕組みや運用の改革が不可欠の前提となるから、それがどうなるかは一つの関門である。

・刑事罰の発動は容易ではない

現代は、法令を作れば人々がそれを守るだろうから、それによって一問題が改められるといった単純なものではなくなっている。このため、「法律を作れば、人々は自然にそれを守る」とはならないことを視野に入れる必要がある。法を破られたらどうするか、どのようにして破られないようにするかを考えて法制度を構築し、普及させていかなければならない。

これまでは、「刑罰によって法律を守らせよう」といった発想で足りていたかもしれない。法の実効性の名の下に、刑罰法規を仰々しく定めて、みな満足していた。しかし、「刑罰で法律を強制する」という発想は、もはや古くて、あまり使えなくなっている。

というのも、**刑事罰の発動は容易ではない**からだ。刑事手続きは、警察・検察の人手を要し、かなりコストのかかるものだ。犯罪が認知されなければ何も始まらないし、犯人を特定しなければならぬ。刑事裁判のハードルも決して低くはない。その有罪が証明されなければ罰せられない。現に、刑罰を設けても、実際に処罰にまで結びつくことは少なく、違反者は多くいるはずなのに、誰も捕まった人がいないとか、罰せられる人が極端に少ないという刑罰法規も結構ある。このため、刑罰があっても現実にはあまり守られない法律が少なくない。

例えば、古くから談合は立派な犯罪とされてきたが、あまりバレることがなくて、ついこの間まで談合は、建設や土木などの領域にはびこっていた。そのことは、公正取引委員会をして「日本には談合が津々浦々に存在している」と言わしめたほどである。つまり、刑事罰を設けたところで、それが守られるという保証はほとんどない。それがかなりの確率で摘発されるという事実があって、初めて法として役に立つのだ。

取締当局はほったらかし。
実効性のない法令がたくさんある。

・不作為の怠慢

行政には広い裁量が認められる。裁判所も、多くの場合、不当なくらいに行政を勝たせる傾向がある。それなのに行政が「訴えられるとイヤだからやらない」などというのは、「やるべきことをやらない」行政の典型である。本来、行政機関に権限がある以上は、それを正しく使わなければ、職務を果たしていることにはならない。これからは、こういう**不作為の怠慢も厳しく責任追及するようにしていく必要がある**。

他方、許認可を与えてはならない業者に、杓子定規的に許認可を与えてしまうようなケースは、「やるべきでないことをやる行政」の典型的なものだ。誰のため、何のための行政なのか、法の基本精神に立ち戻って考え直してもらう必要がある。

・「三振制」

法科大学院のネガティブな印象を強めているものとして「**三振制**」が取り上げられることも多い。現行制度では、法曹三者に向かない者が無理に受験を続ける社会的損失を抑制するため、**五年以内に三回の受験制限**がある。つまり、三回振ってダメだったらアウトになるということで「三振制」と呼ばれる。これが、司法試験受験資格喪失の直接の引き金となっていることから、悪名が高い。

・弁護士増

もっとも、弁護士資格を与えたところで、まともな仕事に就けないのであれば、魅力ある職業として若者を惹きつけることはできない。また、新司法試験に合格しても、弁護士が多すぎて、弁護士は儲からないと思われるようでもダメだろう。ここ数年の司法試験合格者増だけで、もう弁護士の就職難が問題となっている。**増加した弁護士をどのように処遇するかについて、日本の社会は必ずしも明確な方向性を打ち出せてはいない**。

・弁護士会費

日本の弁護士は、**年間五〇万円前後もの弁護士会費**（地方によっては、もっと高額である）を負担しなければならず、それを払えるくらいに稼げるのか、という問題もある。実際には、奨学金等の借金を背負っている弁護士も多く、相当な報酬を得なければ割に合わないのが実情だ。

・弁護士の平均所得

日弁連の『弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査報告書二〇一〇』によれば、**全国の弁護士の平均所得は1471万円**で前回（2000年）から230万円減少しているが、不

況下でも依然として高所得の職業だと言えるだろう。